



# 広報あやせ

今月の納税など  
—納期限9月30日(水)—

■国民健康保険税(第4期)  
納税は口座振替が便利です。手続きは通帳と通帳印を持参し、金融機関窓口で。  
☎税務課70・5612。  
■後期高齢者医療保険料(第3期)  
☎保険年金課70・5617。



通知カード。10月に送付するマイナンバーを知らせる紙製のカード



社会保障・税番号(マイナンバー)制度が、10月から開始されます。市内に住民登録のある方を対象に、10月5日から順次、マイナンバー(個人番号)の「通知カード」を、転送不要の簡易書留でお届けします。通知カードは、皆さんに自身の番号を知らせる紙製のカードです。クレジットカードやパスポートと同じように大切に保管してください。被災者、DV被害者など、やむを得ない理由によ

個人番号カード。住民基本台帳カードに替わる顔写真付きのICカード。希望者の申請で交付



マイナンバーは、国民一人一人に割り振られる12桁の番号です。原則として番号は生涯変わりません。複数の行政機関などにある個人の情報が、同じ人のものであることを確認するために活用されます。来月1月から、雇用保険、医療保険などの社会保障や確定申告などの税の手続き、災害時の被災支援など、法律で定められた事務に限り、利用されます。税の届け出や申告に必要になりますので、会社員は勤務先から、自営業者は税務署などから番号を知らせるよう求められるようになります。マイナンバーを使った手続きが広がれば、行政機関に提出する書類が減るなどの利便性が向上します。また、脱税・不正受給の防止や行政事務の効率化につながります。

10月から

## マイナンバーを通知

マイナちゃん

身分証明書や電子証明書として利用できる「個人番号カード」は、通知カード

個人番号カードは、国民一人一人に割り振られる12桁の番号です。原則として番号は生涯変わりません。複数の行政機関などにある個人の情報が、同じ人のものであることを確認するために活用されます。来月1月から、雇用保険、医療保険などの社会保障や確定申告などの税の手続き、災害時の被災支援など、法律で定められた事務に限り、利用されます。税の届け出や申告に必要になりますので、会社員は勤務先から、自営業者は税務署などから番号を知らせるよう求められるようになります。マイナンバーを使った手続きが広がれば、行政機関に提出する書類が減るなどの利便性が向上します。また、脱税・不正受給の防止や行政事務の効率化につながります。

### 制度への対応 事業者も

株式会社などの設立登記法人にも国税庁から13桁の法人番号が割り振られます。法人番号は、名称・所在地とともにインターネット上で公表されます。支店・営業所、個人事業者には割り振られません。

従業員を雇用している事業者も、源泉徴収票の作成や社会保険料の支払いなどの事務手続きでマイナンバーを取り扱うこととなります。このため、社内のルールやシステムの開発・改修、個人情報の安全管理などの準備が必要です。詳しくは、国のホームページ [www.cas.go.jp/jp/seisaku/bango\\_seido/](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bango_seido/) をご覧ください。

### 制度に関するお問い合わせ

コールセンター ☎0570・20・0178  
外国語窓口 ☎0570・20・0291  
(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語)  
いずれも全国共通ナビダイヤル。土・日曜日、祝日、年末年始を除く、9時30分～17時30分。

と同封する申請書に記入し、顔写真と一緒に返信用封筒で返送することで、来月1月以降に市民課窓口で順次、交付します。個人番号カードを希望する方は、同封する書類を見て申請してください。 同課。

### マイナンバー制度説明会

9月28日(月)13時30分～15時30分、オーエンス文化会館。同制度の説明会。定員300人(先着順)。国一般社団法人大和青色申告会・市。同課 ☎046・262・5111。

### 市長と語る「いきいきタウントーク」

☎市民課70・5605

地域の皆さんと市長が意見交換をする「いきいきタウントーク」を表の日程で開催します。市の施策や課題などを報告・説明し、市の進むべき方向、あるべき姿を市民の皆さんとともに考えます。直接、会場に来てください。参加人数により席が不足する場合があります。駐車場が少ないので、公共交通機関の利用や乗り合いでの来場にご協力ください。

開催日時	会場	テーマ
10月3日(土) 14:00～15:30	寺尾いずみ会館	・自治会における健康づくりについて～健康寿命～
10月18日(日) 10:00～11:30	中村地区センター	・高齢者と子育て世代の連携について
11月8日(日) 10:00～11:30	北の台地区センター	・住宅街道路の安全確保について
11月21日(土) 10:00～11:30	早園地区センター	・早川・小園地区の道路行政について
11月22日(日) 10:00～11:30	吉岡地区センター	・26年10月の大雨で崩れたグラウンドモール海老名の復旧について ・高齢化対策について
11月22日(日) 14:30～16:00	南部ふれあい会館	・防衛省土地買上げ空地について ・比留川の落合地区の遊水地の設置工事について

### 知っていますか 行政相談委員、人権擁護委員

行政相談委員は「行政相談」を、人権擁護委員は「人権身上相談」を毎月受け付けています(日時などは広報あやせ毎月1日号に記載)。

☎市民課70・5600

■行政相談委員  
行政相談委員は、総務大臣が委嘱します。国の仕事などへの意見や苦情・要望を聴き、行政機関へ助言や報告を行うなど、その解決を目指しています。

池田久雄氏 ▼ 行政相談会  
10月13日(火) 13時～16時、市役所1階市民ホール特設会場。10月19日

■人権擁護委員  
人権擁護委員は、法務大臣が委嘱します。人権を守るために相談を受けたり、人権の大切さを広めたりする活動を行っています。

網島好夫氏 ▼ 委員  
小川早苗氏 ▼ 委員  
子氏 ▼ 委員

